

明日香村公共工事発注見直し公表に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律（平成12年1月27日法律第27号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第34号）に基づき、明日香村（教育委員会、公社等含む。）が発注する公共工事及び受託工事の発注見直しに係る公表については、この要綱の定めるところによる。

(公表対象工事)

第2条 公表の対象となる工事については、当該年度予算又は前年度繰越予算における工事請負費及び修繕料によるものとする。ただし、委託料によるものは対象外とする。

2 契約単位ごとの予定価格（税込設計金額とする。）が250万円を超える工事とする。

(公表の時期)

第3条 公表時期は四半期単位とし、次の各号に掲げる期日に実施するものとする。ただし、当該年度予算（前年度繰越予算を含む。）に係る工事の公表については、10月を最終とする。

(1) 4月（当初発注工事。ただし、平成13年度については7月とする。）

(2) 7月（当初発注工事。ただし、4月の公表分を除く。）

(3) 10月（変更又は追加による当初の見直し工事及び9月議会において補正予算が計上された工事とする。）

(4) 1月（12月議会において補正予算が計上された工事とする。）

(公表の方法等)

第4条 公表の方法は、閲覧によるものとする。

2 閲覧場所は、明日香村公共工事の入札及び契約に関する情報閲覧規程による。

3 閲覧期間は、当該年度の3月31日までとする。（ただし、公表時期より7日間は入札掲示板に掲示して公表する。）

(発注見直し公表書)

第5条 発注見直し公表書（以下「公表書」という。）はA4版とし、様式1・様式2によるものとする。

2 公表書による公表項目は次のとおりとする。

① 事名称	工事内容がわかる程度に簡略化すること。
② 工事場所	明日香村大字〇〇地内とすること。 (複数の大字において施工する場合は、明日香村大字〇〇地内外とすること。)
③ 工事期間	約〇〇ヶ月と表示すること。
④ 工事種別	土木一式、建築一式、舗装工事、造園工事、塗装工事等とすること。 (複数の工事種別がある場合は、代表工事種別を表示すること。)
⑤ 工事概要	工事内容、工事規模を簡潔に表示すること。 使用単位 延長：L=△m 幅員：W=△m 高さ：H=△m 面積：A=△m 体積：V=△m ³
⑥ 入札及び契約の方法	一般競争入札、指名競争入札又は随意契約のうちいずれかを表示すること。
⑦ 入札を行う時期	四半期単位の表示とすること。 ・ 第1四半期：4月・5月・6月 ・ 第2四半期：7月・8月・9月 ・ 第3四半期：10月・11月・12月 ・ 第4四半期：1月・2月・3月

(変更及び追加の取扱い)

第6条 公表した内容を変更する場合は、備考欄に「変更」と表示する。

2 公表した工区を分割する変更の場合は、備考欄に「No.〇〇変更」と表示する。

(発注済の工事の取扱い)

第7条 公表していない工事で、次の公表時において既に発注済である場合は、公表する必要はないものとする。

(その他)

第8条 工事の実施に必要な用地取得や関係機関等との協議又は調整が未了のため、発注見通しが立たない場合、または、事業遂行上利益になると判断される場合は、公表の対象外とすることができる。

2 管理施設及び構造物について、災害発注期間中又は災害発生直後並びに事故又は突発的な維持管理のための緊急的に実施する工事は、公表の対象外とする。ただし、災害査定等を経て計画的に実施する復旧工事は除く。

3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年7月16日から実施する。

(様式1)

平成〇〇年度明日香村公共工事発注見通し公表書

(月以降発注予定)

平成〇〇年度△△月

明日香村

- 明日香村公共工事発注見通しは、公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律施行令（平成13年4月1日施行）第5条にもとづき公表するものです。
- ここに掲載する内容は、平成 年 月現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
- 工事発注予定箇所のうち、発注までに解決すべき課題のあるものには、備考欄にその旨記載をしています。

(様式2)

平成〇〇年度明日香村公共工事発注見通し(△△月公表分)

□□月◇◇日以降発注予定

整理 番号	工事名称	工事場所	工事期間	工事種別	工事概要	入札及び契約 の方法	入札を行う 時期	備考

戻る